

加東市地域防災計画【風水害対策編】（案）新旧対照表

第1編 総 則

第1章 計画の前提

第1節 計画の趣旨（略）

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

1～2（略）

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		
近畿財務局神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対する 単独災害復旧事業 (起債分)の査定及び 災害融資	復興住宅建設等候補 地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局(西脇労働基準監督署)	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止
近畿農政局(兵庫県拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
(農林水産省)		災害救助用米穀の供給(売却)		

第1編 総 則

第1章 計画の前提

第1節 計画の趣旨（略）

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

1～2（略）

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成 3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		
近畿財務局神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対する 単独災害復旧事業 (起債分)の査定及び 災害融資	復興住宅建設等候補 地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局(西脇労働基準監督署)	工場、事業場における労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の収集 2 労働災害の二次災害防止 3 労働災害・通勤災害被災者への迅速な労災補償	災害復旧工事等における労働災害防止	災害復興工事等における労働災害防止
近畿農政局(兵庫県拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
(農林水産省)		災害救助用米穀の供給(売却)		

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧		近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧		
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導			中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導			
近畿地方整備局 (兵庫国道事務所) (姫路河川国道事務所)	1 被災公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 被災公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要するとみとめられる場合の緊急対応（TEC-FORCE）	被災公共土木施設（直轄）の復旧		近畿地方整備局 (兵庫国道事務所) (姫路河川国道事務所)	1 被災公共土木施設（直轄）の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 被災公共土木施設（直轄）の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要するとみとめられる場合の緊急対応（TEC-FORCE）	被災公共土木施設（直轄）の復旧		
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	
神戸運輸監理部 (兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	神戸運輸監理部 (兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	命令に関する情報収集 防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等（地震のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保
— — — —		— — — —	— — — —	

4 自衛隊（略）

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社 (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	

<改正後>

近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	命令に関する情報収集 防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等（地震のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保
近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所		1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設	被災者への生活支援情報の提供	

4 自衛隊（略）

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社 (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

西日本電信電話株式会社（兵庫支店） 株式会社NTTドコモ 関西支社、エヌ・ティ・エイ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
KDDI株式会社 （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社 （各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社 （各支店）		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社 （各支店）		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車 運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、 大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

NTT西日本株式会社 （兵庫支店） 株式会社NTTドコモ 関西支社、NTTドコモ ビジネス株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
KDDI株式会社 （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社 （各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社 （各支店）		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社 （各支店）		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車 運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、 大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

県地域防災計画に伴う修正

6 指定地方公共機関（略）

7 一部事務組合（略）

第2 市民等の責務（略）

第2章 災害に関する現状と課題（略）

6 指定地方公共機関（略）

7 一部事務組合（略）

第2 市民等の責務（略）

第2章 災害に関する現状と課題（略）

第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
<p>第1章 基本方針</p> <p>災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靱化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。</p> <p>第1 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p>(1) 組織体制の整備 _____</p> <p>(2)～(20) (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 関係機関等との応援体制の整備</p> <p>大規模災害や広域的な災害に、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 応援・受援体制の整備</p> <p>市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。</p> <p>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備 (略)</p> <hr/>	<p>第1章 基本方針</p> <p>災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靱化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。</p> <p>第1 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。</p> <p>(1) 組織体制の整備と災害対応手引き作成</p> <p>(2)～(20) (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策に係る備えの充実</p> <p>災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 関係機関等との応援体制の整備</p> <p>大規模災害や広域的な災害に、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 応援・受援体制の整備</p> <p>市は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び県が作成した「兵庫県災害時受援計画」「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において円滑に活動できるような資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。</p> <p>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備 (略)</p> <p>第6 その他防災関係機関との連携強化</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>

<p>第4節～第5節（略）</p> <p>第6節 火災予防対策の推進</p> <p>火災に対する予防及び防御体制について定める。</p> <p>第1 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>1 火災予防対策</p> <p>(1) 一般予防対策</p> <p>市は、次の対策を講じる。</p> <p>① 消火予防消防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図るほか、あわせて消火・防火機器の普及に努める。</p> <p>また、立入検査等を強化する。</p> <p>②～④（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>第2 消防力の強化（略）</p> <p>第7節～第9節（略）</p> <p>第10節 避難対策の充実</p> <p>災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。</p> <p>市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p>指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、</p>	<p>市は、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>第4節～第5節（略）</p> <p>第6節 火災予防対策の推進</p> <p>火災に対する予防及び防御体制について定める。</p> <p>第1 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>1 火災予防対策</p> <p>(1) 一般予防対策</p> <p>市は、次の対策を講じる。</p> <p>① 消防予防行政を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図るほか、あわせて消火・防火機器の普及に努める。<u>特に、林野火災においては出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。</u>また、立入検査等を強化する。</p> <p>②～④（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>第2 消防力の強化（略）</p> <p>第7節～第9節（略）</p> <p>第10節 避難対策の充実</p> <p>災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。</p> <p>第1 避難所等の指定</p> <p>公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。</p> <p>市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。</p> <p>1 指定緊急避難場所</p> <p><u>(1)指定基準</u></p> <p>指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	--	---

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

<p>異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。 指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件） 	<p>異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。 指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件） <p><u>(2) 広域避難への配慮</u> <u>災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることとする。</u></p>	<p>県地域防災計画との整合を図るため修正</p>
<p>2 指定避難所（略）</p>	<p>2 指定避難所（略）</p>	
<p>第2 避難所管理運営体制の整備（略）</p>	<p>第2 避難所管理運営体制の整備（略）</p>	
<p>第3 施設、設備の整備</p>	<p>第3 施設、設備の整備</p>	
<p>避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性及び高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</p>	<p><u>(1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、看板等の設置を目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。</u> <u>(2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図ることとする。</u> <u>(3) 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> <u>(4) 過去の災害での実例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。</u> <u>(5) 平時から、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方を検討し、準備しておく。</u> <u>(6) 指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正等</p>
<p>1～2（略）</p>	<p>1～2（略）</p>	
<p>第4～第10（略）</p>	<p>第4～第10（略）</p>	
<p>第11節 備蓄体制等の整備</p>	<p>第11節 備蓄体制等の整備</p>	
<p>災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。</p>	<p>災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。</p>	
<p>第1 基本方針</p>	<p>第1 基本方針</p>	
<p>(1) 市は、市民に対し、平常時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。 (2) 市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635人）を基準に、</p>	<p>(1) 市は、市民に対し、平常時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。 (2) 市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635人）を基準に、</p>	

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞	＜改 正 後＞	＜修正理由＞
<p>現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資の供給体制の整備に努める。</p> <p>(3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。</p> <p>(4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、<u>備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p>(5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p><u>避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベット等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳幼児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。また、必要な備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計するとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。</u></p> <p>(3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。</p> <p>(4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、<u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>(5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第2～第6 （略）</p> <p>第12節 家屋被害認定体制等の整備</p> <p>家屋被害認定及び被災宅地危険度判定の体制について定める。</p> <p>第1 家屋被害認定体制の整備</p> <p>災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。</p> <p>1 家屋被害認定士の育成 （略）</p> <p>2 家屋被害認定士の役割</p> <p>家屋被害認定士の役割は、県の定める「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱によるが、おおむね以下のとおりとする。</p> <p>(1) 災害時に市長より調査員として命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。</p> <p>(2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。</p> <p>(3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>3 相互応援体制の整備等 （略）</p>	<p>第2～第6 （略）</p> <p>第12節 家屋被害認定体制等の整備</p> <p>家屋被害認定及び被災宅地危険度判定の体制について定める。</p> <p>第1 家屋被害認定体制等の整備</p> <p>災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。</p> <p>1 家屋被害認定士の育成 （略）</p> <p>2 家屋被害認定士の役割</p> <p>家屋被害認定士の役割は、県の定める「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱によるが、おおむね以下のとおりとする。</p> <p>(1) 災害時に市長より調査員として命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。</p> <p>(2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。</p> <p>(3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>3 相互応援体制の整備等 （略）</p> <p>4 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備</p> <p><u>住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努め</u></p>	<p>震災対策編との整合を図るため修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>

<p>第2～第3 （略）</p> <p>第13節 廃棄物対策の充実 廃棄物対策への備えについて定める。</p> <p>第1 実施責任 （略）</p> <p>第2 災害廃棄物処理計画の策定 災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。</p> <hr/> <p>なお、災害廃棄物の最大発生量は県による地震被害想定により、次の量を推定している。</p> <p style="text-align: center;">災害廃棄物発生推定量（山崎断層地震の場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域名</th> <th colspan="2">被害量（千トン）</th> </tr> <tr> <th>木造倒壊による</th> <th>非木造倒壊による</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加東市</td> <td>193</td> <td>521</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 応援体制の整備 （略）</p> <p>第14節 要配慮者支援対策の充実 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。</p> <p>第1 健康・福祉・医療の連携 （略）</p> <p>第2 要配慮者支援体制の確保</p> <p>1 要配慮者支援体制の整備 (1)～(2) （略） (3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や</p>	地域名	被害量（千トン）		木造倒壊による	非木造倒壊による	加東市	193	521	<p><u>る。</u></p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第13節 廃棄物対策の充実 廃棄物対策への備えについて定める。</p> <p>第1 実施責任 （略）</p> <p>第2 災害廃棄物処理計画の策定 災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。 <u>さらに、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記する。</u> <u>また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p> <p>なお、災害廃棄物の最大発生量は県による地震被害想定により、次の量を推定している。</p> <p style="text-align: center;">災害廃棄物発生推定量（山崎断層地震の場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地域名</th> <th colspan="2">被害量（千トン）</th> </tr> <tr> <th>木造倒壊による</th> <th>非木造倒壊による</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加東市</td> <td>193</td> <td>521</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 応援体制の整備 （略）</p> <p>第14節 要配慮者支援対策の充実 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るための体制整備について定める。</p> <p>第1 健康・福祉・医療の連携 （略）</p> <p>第2 要配慮者支援体制の確保</p> <p>1 要配慮者支援体制の整備 (1)～(2) （略） (3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備 災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や</p>	地域名	被害量（千トン）		木造倒壊による	非木造倒壊による	加東市	193	521	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
地域名		被害量（千トン）																
	木造倒壊による	非木造倒壊による																
加東市	193	521																
地域名	被害量（千トン）																	
	木造倒壊による	非木造倒壊による																
加東市	193	521																

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意する。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。</p> <p>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。</p> <p>地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 要配慮者への情報伝達手段の確立 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備等に努める。</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>1 ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。</p> <p>なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」で、加東市社福祉センターとすることを定めている（災害の状況等により社福祉センターに設置が困難なときを除く。）。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意する。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。</p> <p>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステム</u>を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行う。</p> <p>地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 要配慮者への情報伝達手段の確立 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第15節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備等に努める。</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</p> <p>1 ボランティア団体等との連携と活動支援拠点の整備</p> <p><u>平時における各種ボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りするNPO・NGO等被災者援護協力団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、市域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。</u></p> <p>なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」で、加東市社福祉センターとすることを定めている（災害の状況等により社福祉センターに設置が困難なときを除く。）。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 参加の促進</p> <p><u>広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、市民の参加を促進するため必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	---	---

<p>第4 県災害救援専門ボランティアの活用（略）</p> <p>第16節～第20節（略）</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及</p> <p>市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」ということを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底、自主防災組織の育成及び組織強化に努める。</p> <hr/> <p>第2 災害教訓の伝承支援（略）</p> <p>第3 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。</p> <p>1 普及方法（略）</p> <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 風水害に対する平常時の心得</p> <p>①～⑮（略）</p> <p>⑯ 飼い主による家庭動物との同行避難や____避難所____での飼養についての準備</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>第4～第7（略）</p> <p>第2節～第3節（略）</p>	<p>第4 県災害救援専門ボランティアの活用（略）</p> <p>第16節～第20節（略）</p> <p>第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上</p> <p>「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。</p> <p>第1 市民に対する防災思想の普及</p> <p>市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」「自分たちの地域は自分たちで守る。」ということを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底、自主防災組織の育成及び組織強化に努める。</p> <p><u>また、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承と災害への備えに努めるものとする。</u></p> <p>第2 災害教訓の伝承支援（略）</p> <p>第3 市民に対する防災・減災知識の普及</p> <p>あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。</p> <p>1 普及方法（略）</p> <p>2 普及内容</p> <p>防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例、気候変動の影響等についても考慮する。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 風水害に対する平常時の心得</p> <p>①～⑮（略）</p> <p>⑯ 飼い主による家庭動物との同行避難や<u>指定避難所等</u>での飼養についての準備</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>第4～第7（略）</p> <p>第2節～第3節（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	---	---

<p>第4節 消防団の充実強化</p> <p>地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団（水防団兼務）、市町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。</p> <p>第1 内容</p> <p>1 実施機関等 （略）</p> <p>2 充実強化対策</p> <p>(1) 市の取り組み</p> <p>消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。</p> <p>① 消防団と自主防災組織 _____等が連携して行う訓練、研修の実施</p> <p>②～⑩ （略）</p> <p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進 （略）</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備</p> <p>「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節～第5節 （略）</p> <p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 電気通信施設の整備等</p> <p>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1 西日本電信電話株式会社、株式会社NTT ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の取組</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第4 水道施設の整備等</p> <p>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。</p>	<p>第4節 消防団の充実強化</p> <p>地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団（水防団兼務）、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。</p> <p>第1 内容</p> <p>1 実施機関等 （略）</p> <p>2 充実強化対策</p> <p>(1) 市の取り組み</p> <p>消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。</p> <p>① 消防団と自主防災組織や防災リーダー・防災士等が連携して行う訓練、研修の実施</p> <p>②～⑩ （略）</p> <p>第5節 企業等の地域防災活動への参画促進 （略）</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備</p> <p>「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。</p> <p>第1節～第5節 （略）</p> <p>第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 電気通信施設の整備等</p> <p>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。</p> <p>1 NTT西日本株式会社、株式会社NTT ドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス株式会社の取組</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第4 水道施設の整備等</p> <p>災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。</p>	<p>震災対策編との整合を図るため修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	---

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>1 水道施設の整備 災害による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。</p> <hr/> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第5 下水道施設の整備等 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。 下水道施設管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。</p> <hr/> <p>1～3 (略)</p> <p>第5章 その他の災害予防対策の推進 突発性の重大事故の発生を予防するための備えを充実する。</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 原子力等事故災害予防対策の推進 原子力等の事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 県外からの避難の受入れ体制の整備 福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県から避難者を受入れる。</p> <p>1 想定される広域避難 (1)～(2) (略) (3) 対象人口 <u>15,024人</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>1 水道施設の整備 災害による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。 <u>また、上水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>第5 下水道施設の整備等 災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。 下水道施設管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。 <u>また、下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p>1～3 (略)</p> <p>第5章 その他の災害予防対策の推進 突発性の重大事故の発生を予防するための備えを充実する。</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 原子力等事故災害予防対策の推進 原子力等の事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 県外からの避難の受入れ体制の整備 福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県から避難者を受入れる。</p> <p>1 想定される広域避難 (1)～(2) (略) (3) 対象人口 <u>13,104人</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
--	--	---

第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画	
<p>第1章 基本方針</p> <p>市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。</p> <p>第1 迅速な災害応急活動体制の確立（略）</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。</p> <p>なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。</p> <hr/> <p>こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。</p> <p>災害応急対策の主な流れ（略） (1)～(23)（略）</p> <p>第3 大規模事故等災害応急対策の実施（略）</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。</p> <p>第1節 応急活動体制（略）</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p> <p>第1 情報収集・伝達手段の確保（略）</p> <p>第2 気象情報等の収集伝達</p> <p>神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。</p> <p>収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>1 気象情報（略）</p> <p>2 河川情報</p> <p>(1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値（略）</p>	<p>第1章 基本方針</p> <p>市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。</p> <p>第1 迅速な災害応急活動体制の確立（略）</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。</p> <p>なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。</p> <p><u>また、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。</p> <p>災害応急対策の主な流れ（略） (1)～(23)（略）</p> <p>第3 大規模事故等災害応急対策の実施（略）</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。</p> <p>第1節 応急活動体制（略）</p> <p>第2節 情報の収集・伝達及び報告</p> <p>災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。</p> <p>第1 情報収集・伝達手段の確保（略）</p> <p>第2 気象情報等の収集伝達</p> <p>神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。</p> <p>収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>1 気象情報（略）</p> <p>2 河川情報</p> <p>(1) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>(2) 洪水予報 姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 </td> <td>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき。 氾濫が継続しているとき。 </td> <td>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 氾濫危険水位に到達したとき。 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 </td> <td>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 </td> <td>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（警報解除）」</td> <td>「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。 </td> <td>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	警戒レベル	「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき。 氾濫が継続しているとき。 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 氾濫危険水位に到達したとき。 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>(2) 洪水予報 姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">洪水予報の種類、表題と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 </td> <td>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき。 氾濫が継続しているとき。 </td> <td>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」</td> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 氾濫危険水位に到達したとき。 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 </td> <td>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 </td> <td>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（警報解除）」</td> <td>「氾濫注意情報（警戒情報解除）」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。 </td> <td>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	警戒レベル	「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき。 氾濫が継続しているとき。 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 氾濫危険水位に到達したとき。 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
種類	情報名	発表基準	警戒レベル																																															
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																																															
	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき。 氾濫が継続しているとき。 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																															
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 氾濫危険水位に到達したとき。 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																															
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																															
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																																															
種類	情報名	発表基準	警戒レベル																																															
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																																															
	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき。 氾濫が継続しているとき。 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																															
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の機関が行う洪水予報のみ）。 氾濫危険水位に到達したとき。 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																															
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																															
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。																																															

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。	「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。			
<p>対象区域 (略)</p> <p>基準となる水位観測所と水位 (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3 被害状況の収集・調査 (略)</p> <p>第4 被害状況報告</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			<p>対象区域 (略)</p> <p>基準となる水位観測所と水位 (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第3 被害状況の収集・調査 (略)</p> <p>第4 被害状況報告</p> <p>1 実施機関 <u>市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、第4「被害状況報告」では「災害情報」という。）を、必要に応じて無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、必要に応じて新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。</u> <u>また、固定カメラ等による画像情報を収集し、収集した画像情報については、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。</u> <u>あわせて、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</u></p>			<p>県地域防災計画に伴う修正</p>		
<p>1 報告基準 災害により以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 報告系統 県に災害状況を報告する。自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。 ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。</p> <p>3 報告手段 災害状況の報告は、以下の手段による。 (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。 (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。 (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。 (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。 必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。 (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。</p>			<p>2 報告基準 災害により以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。 (1)～(5) (略)</p> <p>3 報告系統 県に災害情報を報告する。自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。 ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。</p> <p>4 報告手段 災害情報の報告は、以下の手段による。 (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。 (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。 (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。 (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、NTT西日本㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。 必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。 (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。</p>				<p>字句の修正</p>	<p>字句の修正</p>

<p>4 報告内容 (1)～(4) (略) 災害報告内容一覧 (略)</p> <p>第5 施設等の被害調査 (略)</p> <p>第6 被災者支援のための情報の収集・活用 円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。</p> <p>1 内容 (1) 市民等からの問い合わせに対する回答 (略) (2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <hr/> <p>(被災者台帳に記載する事項) (略) (3) り災証明書の交付 (略)</p>	<p>5 報告内容 (1)～(4) (略) 災害報告内容一覧 (略)</p> <p>第5 施設等の被害調査 (略)</p> <p>第6 被災者支援のための情報の収集・活用 円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。</p> <p>1 内容 (1) 市民等からの問い合わせに対する回答 (略) (2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、<u>国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u> <u>他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し、被災者台帳を作成する際には、県に対し、協力を求めることができるものとする。</u></p> <p>(被災者台帳に記載する事項) (略) (3) り災証明書の交付 (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
<p>第3節 防災関係機関等との連携促進 災害による大規模な被害が発生し、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。</p> <p>第1 自衛隊への派遣要請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 活動内容 (1)～(9) (略) (10) 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与 (11)～(12) (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第2 関係機関との連携</p> <p>1 関係機関等への応援要請 (1) 県への応援要請 (略) (2) 指定地方行政機関への応援要請 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)</p>	<p>第3節 防災関係機関等との連携促進 災害による大規模な被害が発生し、応急災害対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。</p> <p>第1 自衛隊への派遣要請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 活動内容 (1)～(9) (略) (10) 物資の無償貸与又は譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与 (11)～(12) (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第2 関係機関との連携</p> <p>1 関係機関等への応援要請 (1) 県への応援要請 (略) (2) 指定地方行政機関への応援要請 市長は、<u>応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をしよう求めることができる。</u></p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>

(3)～(4) (略)

2 消防機関の応援要請 (略)

第4節 災害救助法の適用

一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。

1～3 (略)

4 救助内容

(1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索及び処理	10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の設置とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。

(2)～(4) (略)

第3章 円滑な災害応急活動の展開

迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。

(災害対策基本法第68条の2)
上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知することができる。

(3)～(4) (略)

2 消防機関の応援要請 (略)

第4節 災害救助法の適用

一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。

1～3 (略)

4 救助内容

(1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療及び助産	14日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
<u>福祉サービスの提供</u>	<u>7日以内</u>
被災した住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索及び処理	10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10日以内

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の設置とする（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む。）。

(2)～(4) (略)

第3章 円滑な災害応急活動の展開

迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。

県地域防災計画に伴う修正

<p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 避難対策</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 避難所の開設</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等_____を適切に県に報告するよう努める。</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>第5 避難所の運営</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。 また、避難所_の運営について、女性_____の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>(8) 要配慮者_____に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女_____のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (→「第3章_____第9節_要配慮者支援対策」の項を参照)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(9)～(10)（略）</p> <p>(11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーテーションを設置する等）するほか、文化的、福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策（_____）を講じる_____。</p> <p>(12)～(13)（略）</p> <p>4 保健・衛生対策（略）</p>	<p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 避難対策</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>第4 避難所の開設</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等_____とともに、<u>指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>を適切に県に報告するよう努める。</p> <p>(5)～(6)（略）</p> <p>第5 避難所の運営</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。 また、避難所_の運営について、女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>(8) 要配慮者<u>や子育て家庭、子ども・若者</u>に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女<u>及び性的マイノリティなどの多様な性の</u>ニーズの違い<u>や様々な生活者の視点等</u>に十分配慮する。 (→第3章「<u>円滑な災害応急活動の展開</u>」第9節「<u>要配慮者支援対策</u>」の項を参照)</p> <p><u>〔女性のニーズ例〕</u> <u>女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</u></p> <p><u>〔性的マイノリティのニーズ例〕</u> <u>性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウトティング（本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等</u></p> <p><u>〔子ども・若者のニーズ例〕</u> <u>キッズスペース、学習スペースの設置等</u></p> <p>(9)～(10)（略）</p> <p>(11) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーテーションを設置する等）するほか、文化的、福祉的な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策（<u>段ボールベッド等の簡易ベッドの設置、栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校施設等の場所、調理器具や食料を確保する等</u>）を講じる<u>よう努める</u>。</p> <p>(12)～(13)（略）</p> <p>4 保健・衛生対策（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画等に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	--	--

<p>5 広域避難又は広域一時滞在 (1)～(3) (略) (4) 情報共有 広域避難又は広域一時滞在を行った場合、<u>受入れ市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災者の状況を把握するとともに、被災者が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</u> <u>広域避難又は広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町とともに、受け入れた被災者の状況の把握と、被災者が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。</u></p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス_____の提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>9 その他 (略)</p> <p>第6 避難所設備の整備 (略)</p> <p>第5節～第6節 (略)</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施 (1)～(3) (略) (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の健康状況_____の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、<u>保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</u> (5) (略)</p> <p>2 ～4 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	<p>5 広域避難又は広域一時滞在 (1)～(3) (略) (4) 情報共有 広域避難又は広域一時滞在を行った場合、<u>受入れ市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u> <u>また、広域避難又は広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町とともに、受け入れた被災者に対して必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービス<u>及び福祉サービス</u>の提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>9 その他 (略)</p> <p>第6 避難所設備の整備 (略)</p> <p>第5節～第6節 (略)</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。</p> <p>第1 健康対策</p> <p>1 巡回健康相談の実施 (1)～(3) (略) (4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の健康状況<u>や多様なニーズ</u>の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、<u>保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。</u> (5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画に伴う修正</p> <p>県地域防災計画等に伴う修正</p>
--	--	--

第8節～第13節（略）

第14節 災害ボランティアの要請・受入れ

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合におけるボランティアの派遣及び受入れについて定める。

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

- ① （略）
- ② 「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福) 加東市社会福祉協議会と連携し、受入・紹介__窓口となる災害ボランティアセンターを開設する。なお、災害救助法が適用され、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- ③ （略）

第15節 鉄道施設の応急対策（略）

第16節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第1～第2（略）

第3 電気通信の確保

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。

1 西日本電信電話株式会社、株式会社NTT ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の応急対策

西日本電信電話株式会社、株式会社NTT ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

- (1) 災害発生直後の対応 （略）
- (2) 復旧作業にいたるまでの対応
 - ①～② （略）
 - ③ 通信の利用と広報

地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。

ウ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。

第8節～第13節（略）

第14節 災害ボランティアの要請・受入れ

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合におけるボランティアの派遣及び受入れについて定める。

1 災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

- ① （略）
- ② 「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福) 加東市社会福祉協議会と連携し、受入・紹介等の窓口となる災害ボランティアセンターを開設する。なお、災害救助法が適用され、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- ③ （略）

第15節 鉄道施設の応急対策（略）

第16節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第1～第2（略）

第3 電気通信の確保

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。

1 NTT西日本株式会社、株式会社NTT ドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス株式会社の応急対策

NTT西日本株式会社、株式会社NTT ドコモ関西支社及びNTTドコモビジネス株式会社各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

- (1) 災害発生直後の対応 （略）
- (2) 復旧作業にいたるまでの対応
 - ①～② （略）
 - ③ 通信の利用と広報

地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。

ウ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

<p>エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。 オ <u>西日本電信電話(株)兵庫支店</u>は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。 ③ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認 (略) ④ 復旧順位 (略) 2～4 (略)</p> <p>第4 水道の確保</p> <p>水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。</p> <p>1 応急措置の対応 (1)～(2) (略) (3) 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、<u>厚生労働省</u>、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。</p> <p>2 復旧過程 (略)</p> <p>第5 下水道の確保 (略)</p> <p>第17節～第18節 (略)</p> <p>第19節 警備体制</p> <hr/> <p>1 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準 (1) <u>災害警備本部体制A号</u> ① 県内における震度6強以上の地震を観測したとき。 ② 県内に大津波警報の発表があったとき。 (2) <u>災害警備本部体制B号</u> ① 県内における震度6弱の地震を観測したとき。 ② 県内に津波警報の発表があったとき。 ③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。 (3) <u>災害警備本部体制C号</u> ① 県内における震度5強の地震を観測したとき。 (4) <u>準災害警備本部体制</u> ① 県内における震度5弱又は震度4の地震を観測したとき。 ② 県内に津波注意報の発表があったとき。 ③ 県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。</p>	<p>エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。 オ <u>NTT西日本(株)兵庫支店</u>は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。 ④ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認 (略) ⑤ 復旧順位 (略) 2～4 (略)</p> <p>第4 水道の確保</p> <p>水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。</p> <p>1 応急措置の対応 (1)～(2) (略) (3) 県等への応援要請 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、<u>国土交通省</u>、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。</p> <p>2 復旧過程 (略)</p> <p>第5 下水道の確保 (略)</p> <p>第17節～第18節 (略)</p> <p>第19節 警備体制</p> <p>1 災害警備体制の種類 <u>災害警備体制は、A号災害警備体制（以下「A号体制」という。）、B号災害警備体制（以下「B号体制」という。）及びC号災害警備体制（以下「C号体制」という。）とする。</u></p> <p>2 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準 (1) <u>A号体制</u> ① 県内における震度6弱以上の地震の観測 ② 県内に大津波警報の発表 (2) <u>B号体制</u> ① 県内における震度5強の地震の観測 ② 県内に津波警報の発表 ③ 県内に大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表 ④ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表</u> (3) <u>C号体制</u> ① 県内における震度5弱又は地震の観測 ② 県内に津波注意報の発表 ③ 県内に大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表 ④ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表</u></p>	<p>県地域防災計画等に 伴う修正</p> <p>県地域防災計画に 伴う修正</p> <p>県地域防災計画に 伴う修正</p>
---	---	---

<p>2 災害警備体制の発令等 (1)～(2) (略)</p> <p>第20節～第22節 (略)</p> <p>第4章 大規模事故等災害応急対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 関係機関との連携</p> <p>1 関係機関等への応援要請 (1) 県への応援要請 (略) (2) 指定地方行政機関への応援要請 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)</p> <hr/> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 消防機関の応援要請 (略)</p> <p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>1 適応基準 (略)</p> <p>2 救助内容 (1) 実施項目 市（各部）は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。 ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>2年以内 (20日以内に着工)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	実施期間	避難所の設置	7日以内	応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	<p>3 災害警備体制の発令等 (1)～(2) (略)</p> <p>第20節～第22節 (略)</p> <p>第4章 大規模事故等災害応急対策計画</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関等との連携</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 関係機関との連携</p> <p>1 関係機関等への応援要請 (1) 県への応援要請 (略) (2) 指定地方行政機関への応援要請 市長は、<u>応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をしよう求めることができる。(災害対策基本法第68条の2)</u> <u>上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知することができる。</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 消防機関の応援要請 (略)</p> <p>第4節 災害救助法の適用</p> <p>1 適応基準 (略)</p> <p>2 救助内容 (1) 実施項目 市（各部）は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。 ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>実施項目</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>2年以内 (20日以内に着工)</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</td> <td>7日以内</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td> <td>10日以内</td> </tr> </tbody> </table>	実施項目	実施期間	避難所の設置	7日以内	応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
実施項目	実施期間																					
避難所の設置	7日以内																					
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)																					
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7日以内																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内																					
実施項目	実施期間																					
避難所の設置	7日以内																					
応急仮設住宅の供与	2年以内 (20日以内に着工)																					
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7日以内																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内																					

【新旧対照表（地域防災計画（風水害対策編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

医療及び助産	14 日以内 分娩の日から 7 日以内
被災者の救出	3 日以内
被災した住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の捜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

(2)～(3) (略)

第 5 節～第 1 1 節 (略)

第 5 章 個別対策 (略)

医療及び助産	14 日以内 分娩の日から 7 日以内
被災者の救出	3 日以内
福祉サービスの提供	7 日以内
被災した住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の捜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

(2)～(3) (略)

第 5 節～第 1 1 節 (略)

第 5 章 個別対策 (略)

県地域防災計画に伴う修正

<p>第4編 災害復旧計画（略）</p> <p>第5編 災害復興計画</p> <p>第1章 組織の設置（略）</p> <p>第2章 復興計画の策定</p> <p>第1 復興計画の策定手順</p> <p>1 復興計画策定における手順（略）</p> <p>2 策定上の留意事項及び計画構成例 計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。</p> <hr/> <p>(1) 多様な行動主体の参画と協働 市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。</p> <p>(2) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ 復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。</p> <p>(3) 既往災害の経験と教訓の活用 過去に経験した災害の検証結果や、復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。</p> <p>〈 計画構成例 〉（略）</p> <p>第2 復興計画の内容（略）</p>	<p>第4編 災害復旧計画（略）</p> <p>第5編 災害復興計画</p> <p>第1章 組織の設置（略）</p> <p>第2章 復興計画の策定</p> <p>第1 復興計画の策定手順</p> <p>1 復興計画策定における手順（略）</p> <p>2 策定上の留意事項及び計画構成例 計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。</p> <p>(1) <u>復興事前準備の実施</u> <u>被災後に早期かつ的確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。</u></p> <p>(2) 多様な行動主体の参画と協働 市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、市民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。</p> <p>(3) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ 復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。</p> <p>(4) 既往災害の経験と教訓の活用 過去に経験した災害の検証結果や、復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。</p> <p>〈 計画構成例 〉（略）</p> <p>第2 復興計画の内容（略）</p>	<p>県地域防災計画に伴う修正</p>
---	---	---------------------